

# がいこくじん かた 外国人の方へ

## じゅうみんきほんだいちょうほうかいせいごへいせいねんがつにちしこう 住民基本台帳法改正後(平成24年7月9日施行)の

## こくみんけんこうほけんおよごうきこうれいしゃいりょうせいど 国民健康保険及び後期高齢者医療制度について

### あらかにゅうたいしょうかた 【新たに加加入対象となる方】

#### ●国民健康保険、後期高齢者医療制度に加加入する条件が変わります

平成24年7月9日以降、在留資格を有している外国人の方で在留期間が3か月を  
こえる方は、次の①～⑤のいずれかの条件に該当する場合を除いて、国民健康保険又  
は後期高齢者医療制度(75歳以上)に加加入することになります。

- ① 社会保険や共済組合等に加加入されている方(被扶養者の方も含む)
- ② 生活保護を受給されている方
- ③ 「特定活動」の在留資格をお持ちの方で、医療を受ける活動、又は、医療を受ける  
活動を行う者の日常生活上の世話を目的として在留される方
- ④ 「短期滞在」「外交」の在留資格の方
- ⑤ 社会保障協定で、日本の医療保険制度を適用せず、本国の医療保険制度のみを適用す  
ることとなっている方

加加入対象となる方は届け出が必要となりますので、平成24年7月9日以降にパス  
ポート、在留カード(外国人登録証)などをお持ちの上、市役所1階6番窓口の保  
険年金課までお越しください。

【既に加入している方】

●住民基本台帳法改正後の世帯構成や世帯主について

平成24年7月9日以降は、国民健康保険、後期高齢者医療制度の世帯の取り扱いが、外国人の方も含めた住民基本台帳の世帯と同一となりますので、世帯構成や世帯主が変わる場合は、保険証の切り替えが必要であったり、国民健康保険税額、後期高齢者医療保険料額、一部負担金負担割合、自己負担限度額などの判定に影響が出る場合がありますので、ご不明な点・ご相談などはお問い合わせください。

●氏名等の表記が一部変更となります

平成24年7月9日以降に交付される保険証などは、原則、住民票に記載された氏名と同一になります。漢字氏名の表記については、簡体字等から、法務省が提示している正字に置き換えることとなりますので、ご不明な点・ご相談などはお問い合わせください。

【問い合わせ先】 東久留米市福祉保健部保険年金課

- ・国民健康保険については、国保年金資格係：TEL042-470-7732
- ・後期高齢者医療制度については、高齢者医療係：TEL042-470-7846